

札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則

逐条解説（解説・具体例）

平成31年（2019年）3月

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

はじめに

札幌市消費生活条例では、市民の消費者としての権利の確立と自立の支援を基本理念とし、市民が安全で安心できる消費生活を営むことを目的としています。

その目的の実現に向けて、条例では、取引行為の適正化を図るため、「不当な取引行為」を禁止しており、その「不当な取引行為」に該当する行為の基準を定めることができます。

そこで札幌市では、その基準を「札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則」として定めています。

本書は、当該規則に規定された、「不当な取引行為に該当する行為の基準」について、その言葉の意味や考え方等を理解していただくため、各条ごとに解説したものです。

条例の目的達成に向けて、本書が広く周知され、取引行為の更なる適正化が図られることを目指します。

凡例

条例	札幌市消費生活条例
規則	札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則
特定商取引法	特定商取引に関する法律
金融商品販売法	金融商品の販売等に関する法律
電子消費者契約法	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

目次

規則第3条（条例第22条第1項第1号に該当する行為の基準）

- (1) 勧誘時における氏名等の不明示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 電子メール等による勧誘時の氏名等の不明示・・・・・・・・・・ 6
- (3) 誘引書面における販売目的の不明示・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 重要な情報の不告知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 断定的判断の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (6) 不実告知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (7) 知識・経験・判断力の不足に乗じた勧誘・・・・・・・・・・ 13
- (8) 虚偽申告の教唆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (9) 心理的な圧迫による勧誘・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (10) 正常な判断ができない状態における勧誘・・・・・・・・・・ 17
- (11) 長時間、反復する勧誘・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (12) 公共の場所で呼び止めて行う勧誘・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (13) 購買意欲をあおり、興奮状態に陥れる勧誘・・・・・・・・・・ 23
- (14) 購入資金の調達を執ように勧める勧誘・・・・・・・・・・ 24
- (15) 気力又は身体機能の低下に乗じた勧誘・・・・・・・・・・ 25
- (16) 適合性の原則に反する勧誘・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (17) 個人情報等の不当な利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (18) 無償又は著しく廉価の商品等の提供・・・・・・・・・・ 30
- (19) 他の商品等の購入の強制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (20) 優越的な立場の不当な利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (21) 名義の借用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (22) 優良・有利誤認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (23) 法令等による義務を誤認させる勧誘・・・・・・・・・・ 35
- (24) 官公署等との関係を誤認させる勧誘・・・・・・・・・・ 36

規則第4条（条例第22条第1項第3号に該当する行為の基準）

- (1) 勧誘拒絶の意思を示す機会を与えない勧誘・・・・・・・・・・ 37
- (2) 勧誘拒絶後の勧誘・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (3) 不退去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) 望まない広告等の送付による勧誘・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (5) 一方的に商品を送りつける勧誘・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (6) 意に反して商品等を次々と提供する契約の勧誘・・・・・・・・ 44

規則第5条（条例第22条第1項第4号に該当する行為の基準）

- (1) 不当な損害賠償額の予定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

(2) 解除権等を不当に制限する契約	47
(3) 過量販売、不当に長期間にわたる契約	49
(4) 意思表示と異なる契約書面の作成	50
(5) 過剰与信を伴う契約	51
(6) 不当に不利な裁判管轄等を定める契約	52
(7) 第三者による不正使用の責任を消費者に負担させる契約	53
(8) 事業者を不当に免責する契約	54
(9) その他消費者の利益を一方的に害する契約	56

規則第6条（条例第22条第1項第5号に該当する行為の基準）

(1) 不当な方法による履行強要	57
(2) 不当な方法により金銭を調達させる履行強要	58
(3) 不利益情報を利用する履行強要	60
(4) 契約成立に争いのある債務の履行強要	62

規則第7条（条例第22条第1項第6号に該当する行為の基準）

(1) 成立していない債務の履行強要	63
(2) 既に履行されている債務の履行強要	64
(3) 電子計算機を不当に用いる履行強要	65

規則第8条（条例第22条第1項第7号に該当する行為の基準）

(1) 再三の催告に対する履行の遅延又は拒否	67
(2) 苦情に対する追完の遅延又は拒否	70
(3) 撤回権等の行使に対する契約の強要	71
(4) 撤回権等の行使に伴う返還義務等の履行の遅滞又は拒否	73
(5) 閲覧権等の行使に対する拒否	75
(6) 撤回権等の行使に対する違約金等の請求	76

規則第9条（条例第22条第2項第1号に該当する行為の基準）

(1) 不当な与信行為	78
(2) 過剰与信	79
(3) 正当な支払拒否に対する履行強要	81

規則第10条（条例第22条第2項第2号に該当する行為の基準）

(1) 販売業者等の不当な取引行為を知ってする与信	83
(2) 加盟店等の不当な取引行為を知り得べきである与信	85